

父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議  
幹事会（第6回会議）議事概要

第1 日 時 令和8年1月14日（水）午後1時10分

第2 場 所 ウェブ会議の方法による開催

第3 議 事 （次のとおり）

○法務省民事局

定刻となりましたので、関係府省庁等連絡会議幹事会の第6回会議を開催させていただきます。本日も、関係府省庁等相互間の密接な連携・協力を確保するため、意見交換をお願いします。

本日の会議も、法務省民事局において司会進行させていただきます。

資料として、議事概要、施行日政令及び養育費に関する法務省令についての各概要資料、Q&A形式の解説資料の【民法編】及び【行政手続・支援編】の各改訂案、改正法のパンフレット（改訂版）並びに法務省司法法制部提供資料をお送りしております。

本日の議題は、お配りしている議事次第に記載のとおり、①前回会議以降の進捗状況の報告、②Q&A形式の解説資料の改訂、③施行に向けた関係府省庁等のこれまでの取組や今後の取組予定についての情報共有です。

いずれの議題も相互に関連するため、併せて協議させていただくこととし、まずは全体について御説明いたします。

議題1（前回会議以降の進捗状況の報告）について、前回会議以降に、施行日政令及び養育費に関する省令が制定されました。随時お伝えしてきたところですが、改めて、報告させていただきます。

まず、改正法の施行日について、昨年10月31日に、施行日を本年4月1日と定める政令が制定されました。これまでも関係府省庁等で連携して周知広報等に取り組んできましたが、いよいよ施行まで3か月を切る状況となりました。当事者はもちろん、自治体等で当事者の支援に当たられる方々が不安なく改正法の施行を迎えることができるように、これまで以上にスピード感を持って準備に取り組みたいと考えています。

また、改正法は、法定養育費の額や、養育費債権等に付与される先取特権の額について法務省令に委任しておりますが、これらの額を定める法務省令を、昨年12月12日に制定しました。法定養育費の額は月額2万円に子の数を乗じて得た額とし、先取特権が付与される額は月額8万円に子の数を乗じて得た額としています。なお、省令制定に係るパブリック・コメントの手続では、法定養育費の額に関し、法定養育費は個別の事情を考慮せずに発生する暫定的・補充的な性質のものであって、標準的な養育費の額を定めるものではないこと、適切な養育費の額は個々の事情に応じて個別に定められるべきものであることを、しっかり周知する必要があるとの御意見をいただきました。この

点については、法務省としても周知に取り組むつもりですが、関係府省庁等におかれても、引き続き法定養育費制度の趣旨目的等に係る周知広報に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

その他、法務省としては、改正法の施行に向けて周知広報及び調査研究にも取り組んでいますが、それらについては、後ほど議題3との関係で御説明いたします。

議題2（Q&A形式の解説資料の改訂）に関しまして、Q&A形式の解説資料については、会議間にも随時、情報交換及び検討をしていただいたことに感謝申し上げます。事前に関係府省庁等からいただいた御意見等に基づき修正した案をお配りしています。後ほどの意見交換で御異議なければ、このとおり改訂したいと考えています。

なお、Q&A形式の解説資料については、現在でも、各所から御意見、御質問等をいただいております。このような御意見、御質問等については、今後も、随時共有するとともに、必要に応じて改訂の検討を続けていきたいと考えております。

議題3（施行に向けた関係府省庁等のこれまでの取組や今後の取組予定についての情報共有）について、前回会議で、法務省が今年度委託している、①共同養育計画の作成促進に関する調査研究、②子の意見・意思の把握・反映に関する調査研究の2件の調査研究について御紹介しました。いずれも本年3月の報告書提出に向けて、現在、受託者及び協力研究者において調査研究を進めていただいているところです。周知広報や支援について適切なモデルが得られた場合には横展開を図ることとなりますが、その際には、法制度を所管している法務省のみでの対応には限界がありますことから、改めて関係府省庁等の皆様に御協力をお願いしたいと考えています。

次に、周知広報の取組についてです。

まず、本連絡会議での協議を経て作成した改正法の解説パンフレットについてですが、同パンフレット公表後の、Q&A形式の解説資料の公表、政省令の制定といった動きを踏まえ、本日お配りした資料のとおり改訂しました。関係府省庁等の皆様におかれては、会議外で相談等させていただき、貴重な御意見等もいただきました。御協力に感謝申し上げます。法務省のウェブサイト内に掲示しているパンフレットのデータも近日中に差し替えを行う予定です。

また、法務省民事局においては、離婚届の用紙と共に、養育費及び親子交流に関する情報をわかりやすく解説したパンフレットを配布する取組を行ってきました。現在、令和6年の民法等改正を踏まえ、全面的な改訂を予定しています。関係府省庁等の皆様には、既に御相談等させていただいており、貴重な御意見をいただきました。改めて感謝申し上げます。なお、この際に周知すべきなのは、離婚後の子の養育に関する取決め、すなわち共同養育計画の作成促進に向けたものであると考えられます。そうしますと、この改訂作業は、先ほど申し上げた「共同養育計画の作成促進に関する調査研究」と重なるところも多いと考えられますので、そちらの知見も得ながら進めているところです。施行後の配布に向けて、現在急ピッチで内容の確定に向けて検討を進めています。

関係府省庁等におかれては、今後も短期間での御確認等をさせていただくことになると思われます。どうぞお願いいたします。

それでは、意見交換に進みたいと思います。御説明した点についての御質問でも結構です。

#### ○こども家庭庁

こども家庭庁においては、法務省や、関係府省庁の皆様にも御協力いただき、改正法及びひとり親家庭支援策についての周知広報の取組として、昨年12月に、自治体へのリーフレットの配布を行うとともに、改正法の新しいルール及びひとり親家庭の支援策を紹介するための特設サイトを開設しました。引き続き、特設サイトの周知などの取組を行ってまいりたいと考えております。

#### ○法務省司法法制部

法務省司法法制部では、ADR、つまり裁判所外の紛争解決手続ですが、それに関する認証制度を所管しています。その関係で、日弁連や最高裁の御協力をいただきながら、改正法施行後に、認証ADRと弁護士会が独自に行っているADRを合わせた「民間ADR」が、紛争解決の適切な選択肢とされるための仕組作りを進めております。今回、家事紛争について特化した民間ADRの資料を作成しましたので、そちらを紹介します。

「家族のこと、民間ADRで話し合ってみませんか？」と題する資料を配布しました。こちらは、当事者の方々に民間ADRを御理解いただくためのポイントをまとめたものとなっています。この資料は、昨年10月に日弁連と当部において共同で作成したものでして、それぞれのホームページ等に既に掲載して公表しています。

内容につきまして、民間ADRは、裁判所の外で中立な第三者が間に入って話し合いをする手続でして、土日や夜間に対応が可能だったり、ウェブ会議やチャット等でのオンライン手続が可能だったりする機関もあります。手続が柔軟でして、早期に合意に至ることができる可能性がある、有意義な紛争解決手段だと考えております。

今後も、このような広報資料の作成や案内等の周知活動を継続して行い、紛争の当事者の方々に民間ADRを知っていただけるよう取り組んでまいります。周知広報の中で、皆様に今後御協力をお願いすることもあるかと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

#### ○ 外務省

質問させていただきます。

外国政府や外国人に対して改正民法等施行後の共同親権についてどのような広報をしていますか。

#### ○法務省民事局

御質問ありがとうございます。

まず、法務省の方で、改正法の解説パンフレットについて、英語版とフランス語版を作成しまして、法務省のウェブサイトで公表しています。改正法については海外の方からの関心も高く、御質問いただくことも少なくありませんが、その際には、英語版、フランス語版のパンフレットについても周知しております。

また、昨年、在京の外国大使館から、改正法の説明会を開催してほしいという依頼をいただきまして、開催しました。その際には当該大使館の関係者だけではなく、多数の国の大使館関係者の方々に御参加いただきました。

さらに、昨年、共同養育支援議連の会議に出席しましたが、そこにも大使館職員の御参加があり、英語版、フランス語版のパンフレットの説明をさせていただくとともに、御質問いただいた点について説明するなどの周知広報を行っております。

英語版、フランス語版のパンフレットについては、関心の高い方々には、その存在やウェブサイトでの公表は、既にだいぶ知っていただいていると認識していますし、改正法の内容、つまりパンフレットの記載内容についても、かなり周知が進んできていると認識をしています。

#### ○外務省

よくわかりました。疑問解消しました。

#### ○法務省民事局

他に、御意見、御質問等はないようですので、Q&A形式の解説資料については、お示しをしている案で改訂をさせていただきます。事前の御検討、御調整のおかげで、円滑な取りまとめをすることができましたことに改めて感謝申し上げます。御協力ありがとうございました。

引き続き、改訂の検討は継続していきたいと思っておりますので、引き続き連携についてお願いしたいと思います。

また、今後も、密接な連携、協力を確保するために、意見交換を継続していきたいと思っております。本日も円滑な議事進行での御協力に感謝を申し上げます。それでは本日の会議は以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。